

「使ってみよう！マイナ保険証」の健保組合HP掲載

1. 健康保険証の廃止とマイナ保険証の利用

- すでにご案内のとおり、現行健康保険証は2024年12月2日に廃止されます。
 - ・同日以降を交付日とする健康保険証の新規・再交付は行いません。
 - ※12/1入社者には交付されません。
- 同日前に発行された健康保険証は、2025年12月1日まで1年間有効ですが、保険証廃止後は、医療機関等で「マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証利用の登録を行ったもの）」を提示しての受診が基本的な取り扱いになります。
- 医療機関等でも「マイナ保険証」を前提とした対応に移行しています。「マイナンバーカード」をお持ちでない方、「マイナ保険証」の利用申込みが未了の方は、速やかに取得、申込みを完了してください。

2. 「使ってみよう！マイナ保険証」（健保連作成動画）のHP掲載

- 健康保険証の廃止およびマイナ保険証の利用方法、メリット等をまとめた健保連の動画（約8分）を健保組合HPに掲載しました。ぜひご視聴いただき、手続き未了の方は「マイナ保険証」の登録、登録済の方は医療機関等での利用をお願いします。下記、健保組合HPのトップ（キャンペーン画像）をクリックすると動画が視聴できます。

健保組合HP：<https://www.daidolife-kenpo.or.jp/>

〈主な内容〉

- ・今すぐ使えるマイナ保険証の利用（登録）方法
 - ・9割以上の医療機関等で利用可能
 - ・「マイナ保険証」利用のメリット（よりよい医療が可能、高額療養費の申請手続きが不要等）
 - ・「マイナ保険証」受付の仕方
 - ・「マイナ保険証」が使えない場合の対応 等
- ※添付の「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」も参照ください。

《参考：厚生労働省ホームページ等の情報》

- マイナンバーカードの健康保険証利用について（Q&A）
 - ・https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ
 - ・https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

以上